

第5回 名寄市農業委員会総会（令和5年4月）会議録

日 時 令和5年4月27日（木）

午後13時30分 開始

午後14時18分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	議案第1号	土地の現況証明願いについて	4件	承認
第3	議案第2号	設定された権利の合意解約について	5件	承認
第4	議案第3号	農用地利用集積計画の作成について	4件	承認
第5	議案第4号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	4件	承認
第6	議案第5号	農地法第4条の規定に係る許可申請について	1件	承認
第7	議案第6号	農地法第5条第1項の規定に係る許可申請について	1件	承認
第8	報告第1号	農地法第5条第1項の規定に係る許可申請の変更について	1件	

第4回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 菅原一徳	11番 上手浩幸	19番 村中洋一
3番 藤野修一	12番 林秀典	20番 小田桐正彦
4番 清水康史	13番 沼田清憲	22番 竹部裕二
5番 高橋尚幹	14番 武田修一	24番 鈴木英二
7番 飯村規峰	15番 山上瞳	25番 越孝則
8番 菅野真記子	16番 住田美紀	26番 阿部貴代美
9番 村上清	17番 横田浩二	27番 又村裕司
10番 安達啓治	18番 中村敏夫	
欠席 2番 新田司	6番 水間健詞	23番 南原政幸

第5回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和5年4月27日（木）午後1時30分

会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは令和5年第5回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶を
いただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
それでは、令和5年第5回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。
本日は2番 新田委員、6番 水間委員、23番南原委員から欠席報告を受けており、委員
定数26名中、委員23名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項 在任委
員の過半の出席となっていますので、総会は成立することを宣言いたします。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、24
番 鈴木委員、25番 越委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、鈴木委員、越委員に決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第2、議案第1号「土地の現況証明願いについて」**を議題に供します。
それでは**番号1番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号1番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

小田桐委員：はい。

議 長： 小田桐委員。

小田桐委員：20番 小田桐です。番号1番の説明をします。本件は4月の上旬に私と事務局、山上委員、
中旬に清水委員が現地を確認しました。所在については、地図の5ページをご覧ください。
真ん中付近に39番という数字がありますが、その下側になります。、以前、ゴルフ練習場
があった場所の西側になります。現況については、雑木等もあり原野の状態で農地以外と
認めます。ご審議の程よろしく願いします。

議 長： ただいま、小田桐委員より意見がありました。
番号1番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号2番**を審査いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号2番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 10番 安達です。番号2番の説明をします。4月10日10時より私と事務局、住田委員、武田委員が現地を確認しました。所在については、地図の8ページをご覧ください。道道名寄線の東風連と記載のある所に、以前あった東風連駅から中名寄線に抜ける道路がありますが、それを辿って高台に上がっていき、1kmほど中に入ったところが所在になります。現況については、十数年くらい経つような大きな木が密集しており、非農地であることを確認しました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、安達委員より意見がありました。
番号2番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号2番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号3番**を審査いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号3番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

飯村委員： はい。

議 長： 飯村委員。

飯村委員： 7番 飯村です。番号3番の説明をします。4月10日午後より私と林委員、横田委員、事務局が現地を確認しました。所在については、地図の9ページをご覧ください。日進の中に南二番通りがありますが、その右側の方に214という数字があります。そのすぐ下辺りが現地になります。現況については、木が密集しており山林となっていましたので、非農地であることを確認しました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、飯村委員より意見がありました。
番号3番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号3番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号4番**を審査いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号4番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

小田桐委員：はい。

議 長： 小田桐委員。

小田桐委員：20番 小田桐です。番号4番の説明をします。本件の所在については、地図の5ページをご覧ください。38番と記載のある南側、○○○○○○○○の跡地がありましたが、そこが所在となります。今月の25日に私と清水委員、山上委員、事務局と現地を確認しました。現地はすでに舗装されており非農地であることを確認しました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、小田桐委員より意見がありました。
番号4番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号4番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第3、議案第2号「設定された権利の合意解約について」**を議題に供します。
番号1番から番号5番まで一括して審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第2号 番号1番から番号5番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
番号1番から番号5番について、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番から番号5番について承認することに決定いたしました。

議 長： **日程第4、議案第3号「農用地利用集積計画の作成について」**を議題に供します。
初めに、**売買**について審査を行います。それでは、**番号1番**の審査を行います。
事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号1番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。

質疑に入ります。ご意見はありませんか。

武田委員： はい。

議 長： 武田委員。

武田委員： 14番 武田です。番号1番について説明します。〇〇〇〇〇さんから申し出のありました農地のあっせんについて協議しています。4月6日午前10時より風連庁舎において、私と安達委員、住田委員、事務局であっせん委員会を開催しました。所在地は、地図8ページをご覧ください。25線と26線の間、東8号の西側と東側になります。西側については、アカシヤ地区の農地ですが、東風連地区で一括あっせんを行いました。〇〇〇〇〇さんについては、お父さんが昨年から体調を崩したということで、11月に賃貸契約を結びましたが、その後亡くなり農地を相続しています。相続した段階で、あっせんの申し出があったものです。買受者については、〇〇〇さんが隣接であり、後継者がいるということから地域の中の協議でも適任であるとされました。幹旋価格については、田が10a当り単価19万円となっています。畑については、10a当り単価1万円と設定しています。田につきましては、管理の状況等を踏まえ、東風連の平均より若干低くなっていますが、両者合意の上でのあっせんとなっています。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、武田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**賃貸借**の審査を行います。はじめに**番号1番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号1番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号1番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番は、原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号2番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号2番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

竹部委員： はい。

議 長： 竹部委員。

竹部委員： 22番 竹部です。番号2番について説明します。〇〇さんと〇〇さんの新規の賃貸借となります。所在ですが、地図7ページをご覧ください。中央あたりに国道40号線があります。瑞穂に向かって十線と書かれているところで道が分かれています。そこから瑞穂に向かって北側の土地になります。〇〇さんが、高齢で規模縮小を検討していたところ、一部作業委託等で土地状況を知る〇〇さんが賃貸借したいということで契約が成立しています。賃貸価格についても両者合意のもとでの価格となっています。審議方よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、竹部委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号2番は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号2番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号3番**の審査をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号3番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

菅原委員： はい。

議 長： 菅原委員。

菅原委員： 1番 菅原です。番号3番について説明します。所在ですが、地図8ページをご覧ください。中央あたりに国道40号と黄色のマーカーがついている「国」の部分の左が所在地になります。〇〇さんと〇〇〇さんは以前より賃貸借を行っており、その継続となります。審議方よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、菅原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号3番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号3番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして日程第5、議案第4号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」を議題に供します。初めに、番号1番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第4号 番号1番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

小田桐委員：はい。

議 長： 小田桐委員。

小田桐委員：20番 小田桐です。番号1番について説明します。所在ですが、地図5ページをご覧ください。54番の下に名寄ICとありますが、バイパスを挟んで東側と西側の農地です。〇〇さんは七飯町に転居することになり、耕作できないということで両者合意のものの3条による売買となっています。皆さんの審議よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、小田桐委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： 意見がないようですので、番号1番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、番号2番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第4号 番号2番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

住田委員：はい。

議 長： 住田委員。

住田委員：16番 住田です。番号2番について説明します。所在は、地図の8ページをご覧ください。ピンクのマーカーで中央という文字がありますが、「中」の文字の付近となります。以前の売買で宅地周りの畑を残していたもので、この土地の周囲を耕作する〇〇〇さんへの売買となります。ご審議よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、住田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： 意見がないようですので、番号2番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号2番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号3番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第4号 番号3番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 10番 安達です。番号3番について説明します。所在ですが、地図8ページをご覧ください。東十号と二十三線の交差する所で二十三線の両向に所在があります。〇〇さんの離農に伴う土地の処分になります。数年耕作され隣接農地がある〇〇〇さんへの3条申請での売買となりました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、安達委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号3番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号3番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号4番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第4号 番号4番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

又村委員： はい。

議 長： 又村委員。

又村委員： 27番 又村です。番号4番について説明いたします。農地の所在ですが、地図8ページをご覧ください。左側にピンク色のマーカーで西風連とあります。その右下に二十七線と黄色のマーカーがありますが、その西向が所在になります。〇〇さんより体調不良のため離農したいという申し出があり、隣を耕作している〇〇さんが買いたいということで調整しています。両者合意のもと3条申請での売買となりました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、又村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、4番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号4番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第6、議案第5号「農地法第4条の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。
番号1番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第5号 番号1番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

菅原委員： はい。

議 長： 菅原委員。

菅原委員： 1番 菅原です。番号1番について説明します。所在ですが、地図8ページをご覧ください。中央に国道40号と黄色のマーカがついているところがあります。その右側に真狩と記載のある所が所在地となります。農家住宅建設のための申請となっています。ご審議よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、菅原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号1番を許可相当と意見を付して北海道に進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番を許可相当と意見を付して北海道に進達することに決定いたしました。

議 長： 続きまして**日程第7、議案第6号「農地法第5条第1項の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。
番号1番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第6号 番号1番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

越 委員： はい。

議 長： 越委員。

越 委員： 25番 越です。番号1番について説明します。議案第2号で解約された農地になります。所在ですが、地図6ページをご覧ください。中央に黄色のマーカで九線とあり、その南側に3線程下がった所に西村川があります。こちらの西と南が今回の所在地となります。○○○○○○○さんのご自宅と事務所がありまして、昨年建てた倉庫前に搬入の通路を、

倉庫裏のスペースを車両置場にしたいということでの申請です。ご審議よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、越委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号1番を許可相当と意見を付して北海道に進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番を許可相当と意見を付して北海道に進達することに決定いたしました。

議 長： 続きまして日程第8、報告第1号「農地法第5条第1項の規定に係る許可申請の変更について」です。事務局より報告をお願いいたします。

事務局： (報告第1号を読み上げ説明する。)

議 長： 農地法第5条第1項の規定に係る許可申請の変更についての報告でした。

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第5回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。

(14時18分 閉会)

【公告：令和5年4月27日 番号37番】

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____